

# 官報

號外 昭和十三年二月十九日

## ○第七十三回 貴族院議事速記録第十四號

昭和十三年二月十八日(金曜日)午前十時十  
六分開議

議事日程 第十四號  
昭和十三年二月十八日

午前十時開議

第一 昭和十三年度一般會計歲出ノ財

源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 昭和七年法律第一號中改正法律

案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 造幣局東京出張所廳舍其ノ他ノ

新營費ニ關スル法律案(政府提出、衆

議院送付) 第一讀會

第四 對支文化事業特別會計法ノ特例

案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ

財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス緑

入金ニ關スル法律案(政府提出、衆

議院送付) 第一讀會

第六 朝鮮事業公債法中改正法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第七 軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特

例ニ關スル法律案(政府提出、衆議

院送付) 第一讀會

第八 裁判所ノ設立ニ關スル法律案政

府提出、衆議院送付) 第一讀會

第九 大正二年法律第九號中改正法律

案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十 國民健康保險法案(政府提出、衆

議院送付) 第一讀會

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス、賀屋大藏大臣  
〔左ノ送付文及法律案ハ朗讀ヲ經サ  
ルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之  
ニ倣フ〕

昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ  
ル爲公債發行ニ關スル法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院  
法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十三年二月十五日  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 小山 松壽

昭和十三年二月十五日  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 小山 松壽

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

造幣局東京出張所廳舍其ノ他ノ新營費  
ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院  
法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十三年二月十五日  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 小山 松壽

## 朝鮮事業公債法中改正法律案

前項ニ規定スル年度ニ於テ所屬證券ノ償還元利金ノ收入不足ニ因リ同特別會計ノ決算上不足ヲ生ジタルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

本法ハ昭和十三年度ヨリ之ヲ施行ス

右政府提案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
スル法律案  
昭和十三年一月十五日

軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十三年一月十五日

支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ  
充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關  
スル法律案

軍ノ需要充足ノ爲必要アル場合ニ限り國務大臣ヘ會計法第二十一條但書ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内勅令ノ定ムル所ニ依リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
附則  
スル法律案

〔國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル〕

前項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テハ後日一  
般會計ヨリ之ニ相當スル金額ヲ右繰入ヲ  
充ツル爲毎年度豫算ノ定ムル所ニ依  
リ通信事業、帝國鐵道、關東局、朝鮮總  
督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計  
ヨリ臨時軍事費特別會計ニ繰入金ヲ爲ス  
コトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テハ後日一  
般會計ヨリ之ニ相當スル金額ヲ右繰入ヲ  
爲シタル各特別會計ニ繰入ルベシ

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ 因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十三年二月十五日

貴族院議長 松平 賴壽殿  
衆議院議長 小山 松壽

諸般ノ情勢ニ顧ミマスルニ、補助費及助成費ヲ増加スル等ノ必要ガアリマスルノデ、昭和十三年度以降當分ノ内、右ノ制限額ヲ六百萬圓迄増額致シマスルト共ニ、其ノ間本會計ニ於キマシテ、萬一所屬證券ノ償還元利金ノ收入不足ニ因リ、決算上不足ヲ生ジマシタ時ハ、積立金ヨリ之ヲ補足シ得ルノ途ヲ開イテ置クノヲ適當ト認メタ次第ニアリマス、第五ニ支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲、毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ、特別會計ヨリ臨時軍事費特別會計ニ繰入金ヲ爲スノ必要ヲ認メマシテ、昭和十三年度ニ於テハ、通信事業特別會計ヨリ千六百萬圓、帝國鐵道特別會計ヨリ四千萬圓、關東局特別會計ヨリ三百五十萬圓、朝鮮總督府特別會計ヨリ千七百五十萬圓、臺灣總督府特別會計ヨリ千百萬圓及樺太廳特別會計ヨリ二百三十萬圓ヲ、ソレハ、臨時軍事費特別會計ニ繰入ル、コトト致シタノデアリマスルガ、右繰入ニ關シマシテハ法律ノ制定ヲ必要トスル次第アリマス、第六ノ朝鮮事業公債法中改正法律案ハ、朝鮮事業公債發行限度増額ニ關スルモノニアリマス、朝鮮總督府特別會計ニ於テ、昭和十三年度以降ノ繼續費ト致シマシテ計上スル鐵道建設及改良費ノ追加額ハ四千餘萬圓デアリマス、其ノ外金增產計畫ニ伴フ送電施設費三千六百萬圓デアルノデアリマスルガ、是等ノ經費ハ其ノ性質及同特別會計歲計ノ現情ニ顧ミマシテ、之ガ財源ヲ公債ニ依ルコト致シマシタル等ニ依リ、現行朝鮮事業公債法ノ公債發行限度ヲ增加スルノ必要ガアルノデアリマス、最後ニ軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律案ニ付テ説明申上げマス、現下ノ時局ニ伴ヒ、軍ノ需要物資ノ數量ハ著シク増嵩ラ來シテ居リマス

ル處、之が調査ノ圓滿ヲ圖リ、軍ノ行動ニ  
支障ノナキヲ期シマスルコトハ喫緊ノ要務  
デアルノデアリマスルガ、其ノ爲此ノ際、  
會計上ノ臨時應急的ノ措置トシテ、現行會  
計法ノ特例タルベキ法律ヲ制定致シ、當分  
ノ内前金拂、又ハ概算拂ノ範圍ヲ擴張スル  
ヲ適當ト認ヌタノデアリマス、以上申述ベ  
マシタ理由ニ依リマシテ、是等ノ法律案ヲ  
提案ヲ致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ  
上速カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 賛成 只今議題トナリマシタ  
昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル  
爲公債發行ニ關スル法律案外六件ヘ、重要  
ナル法律案デアリマスルガ故ニ、其ノ特別委  
員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一  
任スルコトノ動議ヲ提出致シマス

第三條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル  
徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル

權利及保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ  
經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス  
前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他ノ事項  
ニ關シテハ民法ノ時效ニ關スル規定ヲ

準用ス  
組合が規約ノ定ムル所ニ依リテ爲ス保  
險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ  
徵收ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定  
ニ拘ラズ時效中斷ノ效力ヲ有ス

第四條 國民健康保險ニ關スル書類ニハ  
印紙ヲ課セズ

第五條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル  
金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ  
課セズ

第六條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓  
渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人  
又ハ被保險者タリシ者ノ戸籍ニ關シ戸  
籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ  
對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル  
徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組  
合ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅  
ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ  
ハ組合ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村  
ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ  
三十日以内ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ  
九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ組  
合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分ス  
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第  
百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用  
ス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ  
順位ハ市町村其ノ他ニ準ズベキモノ  
ノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス  
第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ  
順位ハ市町村其ノ他ニ準ズベキモノ  
ノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

## 第二章 國民健康保險組合

### 第一節 總則

#### 第九條 組合ハ左ノ二種トス

- 一 普通國民健康保險組合
- 二 特別國民健康保險組合

組合ハ法人トス

第十條 普通國民健康保險組合ハ其ノ地  
區内ノ世帯主ヲ組合員トシ、特別國民  
健康保險組合ハ同一ノ事業又ハ同種ノ  
業務ニ從事スル者ヲ組合員トシ之ヲ組  
織ス

第十四條 第一項但書ノ規定ニ依リ被保  
險者タル資格ナキ者ハ組合員タルコト  
ヲ得ズ但シ其ノ世帯ニ被保險者タル資  
格アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

普通國民健康保險組合ノ地區ハ市町村  
ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキ  
ハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第十一條 組合ヲ設立セントスルトキハ  
發起人ハ規約ヲ作リ組合員タラントス  
クベシ

組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス  
ル所ニ依リ組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ  
包括シテ被保險者ト爲サザルコトヲ得

第十五條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ  
規約違反者ヨリ過怠金ヲ徵收スルコト  
ヲ得

第十六條 組合ハ事業ニ支障ナキ場合ニ  
限リ被保險者ニ非ザル者ヲシテ組合ノ  
施設ヲ利用セシムルコトヲ得

組合ハ前項ノ規定ニ依リ組合ノ施設ヲ  
利用スル者ニ對シ規約ノ定ムル所ニ依  
リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 本法ニ規定スルモノノ外組合  
ノ管理、財產ノ保管及利用方法其ノ他  
組合ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

### 二 事務所ノ所在地

#### 第二節 事業

##### 三 組合ノ地區(特別國民健康保險組 合ニ在リテハ組合員ノ範圍)

四 組合員ノ加入及脱退ニ關スル事項  
五 被保險者ノ資格ノ得喪ニ關スル事  
項

六 其ノ他重要ナル事項

モノヲ除ク)ハ總テ組合員ト爲ルモノ  
トス

第十四條 組合ハ組合員及組合員ノ世帯  
ニ屬スル者ヲ以テ其ノ被保險者トス但  
シ左ノ各號ノ一一該當スル者ハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者  
二 他ノ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法  
人ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以  
テ定ムルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ組合ハ規約ノ定ム  
ル所ニ依リ組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ  
包括シテ被保險者ト爲サザルコトヲ得

第十五條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ  
規約違反者ヨリ過怠金ヲ徵收スルコト  
ヲ得

第十六條 組合ハ事業ニ支障ナキ場合ニ  
限リ被保險者ニ非ザル者ヲシテ組合ノ  
施設ヲ利用セシムルコトヲ得

組合ハ前項ノ規定ニ依リ組合ノ施設ヲ  
利用スル者ニ對シ規約ノ定ムル所ニ依  
リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 本法ニ規定スルモノノ外組合  
ノ管理、財產ノ保管及利用方法其ノ他  
組合ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第十八條 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負  
傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シ  
テハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ  
給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル組合ハ  
助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザル  
コトヲ得

組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給  
付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコ  
トヲ得

第十九條 療養ノ給付、助產ノ給付又  
ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲ス  
コト困難ナル場合其ノ他必要アル場合  
ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、  
助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費  
用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ  
受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テ  
ハ其ノ屬スル世帯ノ組合員)ヨリ徵收  
スルコトヲ得

第二十一條 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保  
持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ得  
スルコトヲ得

第二十二條 組合ハ其ノ事業ニ要スル費  
用ニ充ツル爲組合員ヨリ保險料ヲ徵收  
スルコトヲ得

第二十三條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ一定期間保險給付ヲ受クル者ナカリ  
シ世帯ノ組合員(組合員ノミヲ被保險  
者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受  
ケザル組合員)ニ對シ其ノ期間ノ保  
險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得

第二十四條 保險給付ノ種類範圍支給期  
間及支給額、保險料ノ額徵收方法及減  
免其ノ他保險給付及保險料ニ關シ必要  
ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

#### 第三節 管理

##### 第二十五條 組合ニ組合會ヲ置ク

助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得  
スコトヲ得

第十九條 療養ノ給付、助產ノ給付又  
ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合其ノ給付ヲ爲ス  
コト困難ナル場合其ノ他必要アル場合  
ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、  
助產費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 組合ハ療養ノ給付ニ要スル費  
用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ  
受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テ  
ハ其ノ屬スル世帯ノ組合員)ヨリ徵收  
スルコトヲ得

第二十一條 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保  
持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ得  
スルコトヲ得

第二十二條 組合ハ其ノ事業ニ要スル費  
用ニ充ツル爲組合員ヨリ保險料ヲ徵收  
スルコトヲ得

第二十三條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ一定期間保險給付ヲ受クル者ナカリ  
シ世帯ノ組合員(組合員ノミヲ被保險  
者トスル組合ニ在リテハ保險給付ヲ受  
ケザル組合員)ニ對シ其ノ期間ノ保  
險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得

第二十四條 保險給付ノ種類範圍支給期  
間及支給額、保險料ノ額徵收方法及減  
免其ノ他保險給付及保險料ニ關シ必要  
ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

テ之ヲ組織ス

組合會議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ理

事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ

職務ヲ行フ

組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス

ノ如シ

第二十六條 組合會ノ議決スペキ事項左

一 収入支出ノ豫算

二 事業報告及決算

三 収入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノ

ノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄

四 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分

五 組合債

六 規約ノ變更

七 其ノ他重要ナル事項

前項第一號及第四號乃至第六號ニ掲グ

ル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受ク

ルニ非ザレベ其ノ效力ヲ生ズ

第二十七條 組合會ハ組合ノ事務ニ關ス

ル書類ヲ檢閱シ、理事ノ報告ヲ請求シ

又ハ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ

検査スルコトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項

ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシ

ムルコトヲ得

第二十八條 組合ニ理事數人ヲ置ク

理事ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ

選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合

員ニ非ザル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコ

トヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ其ノ選任

ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

普通國民健康保険組合ニ在リテハ特別

ノ事由ナキ限り前項ノ規定ニ拘ラズ理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス但シ前

特別ノ事由ナキ限り之ニ付選任ス

理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所

ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十條 組合會成立セズ又ハ其ノ議決

スペキ事項ヲ議決セザルトキハ理事ハ

地方長官ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スペキ

事項ヲ處置スルコトヲ得

第三十一條 組合會ニ於テ議決スペキ事

項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ

組合會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集ス

ルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコ

トヲ得

第三十二條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ

爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於

テ之ヲ組合會ニ報告スペシ

第三十三條 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依

リ理事長及理事以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

#### 第四節 分合及解散

第三十四條 組合分合、合併又ハ解散ヲ

爲サントスルトキハ組合會ニ於テ之ヲ

議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十五條 合併後存續スル組合又ハ合

併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因

リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ

因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存續

スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

トヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ其ノ選任

ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

普通國民健康保険組合ニ在リテハ特別

ノ事由ナキ限り前項ノ規定ニ拘ラズ理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス但シ前

特別ノ事由ナキ限り之ニ付選任ス

第二十九條 理事ノ中一人ヲ理事長トス

第三項ノ規定ニ依ル理事アルトキハ

事中ニ關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受

ケタル吏員ヲ加フルモノトス

第三十七條 組合解散シタルトキハ理事

ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモ

ノト看做ス

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキ

トキハ地方長官清算人ヲ選任ス清算人

缺ケタルトキ亦同ジ

清算人ハ組合ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必

要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財產處分ニ付テハ地方長官

ノ認可ヲ受クベシ

第三章 國民健康保險組合聯合會

方法及財產處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算

人ヲ解任スルコトヲ得

第三十八條 組合及組合ノ事業ヲ行フ法

人ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲國民

健康保險組合聯合會（以下組合聯合會

ト稱ス）ヲ設立スルコトヲ得

組合聯合會ハ法人トス

第三十九條 組合聯合會ヲ設立セントス

ルトキハ規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ

受クベシ

組合聯合會ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時

ニ成立ス

第四十條 組合聯合會ノ規約ニハ左ノ事

項ヲ記載スベシ

一 組合聯合會ノ目的及事業

二 組合聯合會ノ名稱

三 事務所ノ所在地

四 加入及脫退ニ關スル事項

五 經費ノ分賦ニ關スル事項

六 其ノ他重要ナル事項

第四十一條 組合聯合會ニ總會、理事長

及理事ヲ置ク

總會ノ組織並ニ理事長及理事ノ選任ニ

ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ

限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ地

方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十六條 組合ハ解散ノ後ト雖モ清算

ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモ

ノト看做ス

第四十二條 第十五條乃至第十七條、第

二十六條、第二十七條、第二十九條第

三項第四項及第三十條乃至第三十七條

ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四十三條 主務大臣及地方長官ハ組合

若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組合聯

合會ニ對シ其ノ事業及財產ニ關シ報告

ヲ爲サシメ、其ノ状況ヲ検査シ、規約

ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命

令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ

法人又ハ組合聯合會ノ役員ニ欠缺若ハ

故障アルトキ又ハ其ノ役員其ノ執行ス

ベキ職務ヲ執行セザルトキハ地方長官

ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ

職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要

スル費用ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ

法人又ハ組合聯合會ノ負擔トス

第四十五條 地方長官ハ組合若ハ組合ノ

事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ノ決議

又ハ役員ノ行爲ガ法令、規約、主務大

臣若ハ地方長官ノ命令若ハ處分ニ違反

シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリ

ト認ムルトキ又ハ其ノ事業若ハ財産ノ

狀況ニ依リ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認

ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職

シ又ハ組合若ハ組合聯合會ノ解散ヲ命

ジ若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ第

五十四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十六條 組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ

法人ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ

支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師

ノ範圍ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第四十七條 國庫ハ豫算ノ範圍内ニ於テ

組合及組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ補

助金ヲ交付スルコトヲ得

道府縣及市町村ハ組合及組合ノ事業ヲ

行フ法人ニ對シ補助金ヲ交付スルコト

ヲ得

第五章 國民健康保險委員會、訴

願及訴訟

服アル者ハ國民健康保險委員會ニ審查

ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキ民事

訴訟ヲ提起スルモノトス



○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ  
國民健康保險法案ハ、是亦重要ナル法案デ  
アリマスルガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十  
五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動  
議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議  
=御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致セマス  
〔丸龜書記官朗讀〕

國民健康保險法案特別委員

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 候爵細川護立君  | 侯爵井上    | 三郎君    |
| 伯爵川村鐵太郎君 | 子爵野村益三君 | 佐藤三吉君  |
| 子爵伊東一郎丸君 | 下村宏君    | 金杉英五郎君 |
| 宇佐美勝夫君   | 佳一君     | 濱口儀兵衛君 |
| 男爵高木喜寛君  | 男爵大森光雄君 |        |
| 男爵關義壽君   | 宮田光雄君   |        |

案

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十一、昭和十二年法律第九十二號中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長権山伯爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ参考ノタメ茲ニ載錄ス〕

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年二月十五日

委員長 伯爵権山 愛輔

〔伯爵権山愛輔君演壇ニ登ル〕

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案ニ  
付、今其ノ主ナル論點ニ付簡單ニ御説明申  
用

付キマシテ、特別委員會ノ御報告ヲ申上ダ  
マス、本法案ハ重要法案デアリマスノデ、  
特別委員會ハ五回ニ亘ツテ開キマシテ、慎重  
審議致シマシタノデゴザイマスガ、此ノ法  
律ハ前議會ニ於テ協賛ヲ得マシタ所謂輸出  
入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律デア  
リマシテ、施行ノ期間ハ未ダ短期間デアリ  
マスガ、今次ノ事變ニ關聯シ、輸入制限、  
輸出禁止等ノ措置ヲ爲スベキ物資モ多數ニ  
上ボリマシテ、相當ノ實績ヲ收メツ、アル  
ノデアリマス、今回ノ改正ノ要點ヲ簡單ニ  
申上げマスト、今次事變ニ關聯致シマシテ  
需給ノ關係ヲ調整スル必要ナル物資モ漸  
次增加致シ、且又其ノ調整方法モ複雜多岐  
ニ亘リマスノデ、其ノ調整ノ方法ヲ立テマ  
スニ付、政府自カラ決定シテ行キマスコト  
モ一つノ方法デアリマスガ、物資ニ依ッテハ  
シテ、此ノ團體ヲ有スル產業團體、即チ輸  
出入、生産、配給、使用等ノ各部門ニ組織  
セラレテ居ル各種ノ產業團體ヲ打ッテ一丸  
トシテ需給調整協議會ト云フ團體ヲ組織セ  
シメ、此ノ團體ヲシテ政府ノ監督ノ下ニ自  
治的ニ需給調整ノ方策ヲ決定セシムルコト  
ガ必要ナコトデアリ、又效果ヲ收メル上カ  
テ見テモ適切デアルト云フ意味ニ於キマシ  
テ、現行法ノ第二條ノ次ニ三箇條ヲ追加ス  
ルト云フノガ改正ノ要點デアリマス、尙政  
府が必要アリト認メマス場合ハ、關係產  
業團體ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命  
ジ、又協議會ニ對シテ需給調整ニ關シ必要  
ナル決定ヲ爲サシメ、或ヘ又協議會ノ會員  
ニ對シ、協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命  
ジ得ルコトニナツテ居ルノデアリマス、本法  
ハ今次事變ニ處シテ、國防經濟確立ノ爲ニ、  
從來ノ產業經濟ノ實體ニ相當變化ヲ與ヘル  
モノデアリマスノデ、改正案ニ付テノミナ  
ラズ、本法全般ニ亘リ其ノ施行ノ情況、政  
府ノ方針等ニ付熱心ニ質問應答ガアリマシ  
テ、今其ノ主ナル論點ニ付簡單ニ御説明申  
用

付キマシテ、特別委員會ノ御報告ヲ申上ダ  
マス、本法案ハ重要法案デアリマスノデ、  
特別委員會ハ五回ニ亘ツテ開キマシテ、慎重  
審議致シマシタノデゴザイマスガ、此ノ法  
律ハ前議會ニ於テ協賛ヲ得マシタ所謂輸出  
入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律デア  
リマシテ、施行ノ期間ハ未ダ短期間デアリ  
マスガ、今次ノ事變ニ關聯シ、輸入制限、  
輸出禁止等ノ措置ヲ爲スベキ物資モ多數ニ  
上ボリマシテ、相當ノ實績ヲ收メツ、アル  
ノデアリマス、今回ノ改正ノ要點ヲ簡單ニ  
申上げマスト、今次事變ニ關聯致シマシテ  
需給ノ關係ヲ調整スル必要ナル物資モ漸  
次增加致シ、且又其ノ調整方法モ複雜多岐  
ニ亘リマスノデ、其ノ調整ノ方法ヲ立テマ  
スニ付、政府自カラ決定シテ行キマスコト  
モ一つノ方法デアリマスガ、物資ニ依ッテハ  
シテ、此ノ團體ヲ有スル產業團體、即チ輸  
出入、生産、配給、使用等ノ各部門ニ組織  
セラレテ居ル各種ノ產業團體ヲ打ッテ一丸  
トシテ需給調整協議會ト云フ團體ヲ組織セ  
シメ、此ノ團體ヲシテ政府ノ監督ノ下ニ自  
治的ニ需給調整ノ方策ヲ決定セシムルコト  
ガ必要ナコトデアリ、又效果ヲ收メル上カ  
テ見テモ適切デアルト云フ意味ニ於キマシ  
テ、現行法ノ第二條ノ次ニ三箇條ヲ追加ス  
ルト云フノガ改正ノ要點デアリマス、尙政  
府が必要アリト認メマス場合ハ、關係產  
業團體ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命  
ジ、又協議會ニ對シテ需給調整ニ關シ必要  
ナル決定ヲ爲サシメ、或ヘ又協議會ノ會員  
ニ對シ、協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命  
ジ得ルコトニナツテ居ルノデアリマス、本法  
ハ今次事變ニ處シテ、國防經濟確立ノ爲ニ、  
從來ノ產業經濟ノ實體ニ相當變化ヲ與ヘル  
モノデアリマスノデ、改正案ニ付テノミナ  
ラズ、本法全般ニ亘リ其ノ施行ノ情況、政  
府ノ方針等ニ付熱心ニ質問應答ガアリマシ  
テ、今其ノ主ナル論點ニ付簡單ニ御説明申  
用

付キマシテ、特別委員會ノ御報告ヲ申上ダ  
マス、本法案ハ重要法案デアリマスノデ、  
特別委員會ハ五回ニ亘ツテ開キマシテ、慎重  
審議致シマシタノデゴザイマスガ、此ノ法  
律ハ前議會ニ於テ協賛ヲ得マシタ所謂輸出  
入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律デア  
リマシテ、施行ノ期間ハ未ダ短期間デアリ  
マスガ、今次ノ事變ニ關聯シ、輸入制限、  
輸出禁止等ノ措置ヲ爲スベキ物資モ多數ニ  
上ボリマシテ、相當ノ實績ヲ收メツ、アル  
ノデアリマス、今回ノ改正ノ要點ヲ簡單ニ  
申上げマスト、今次事變ニ關聯致シマシテ  
需給ノ關係ヲ調整スル必要ナル物資モ漸  
次增加致シ、且又其ノ調整方法モ複雜多岐  
ニ亘リマスノデ、其ノ調整ノ方法ヲ立テマ  
スニ付、政府自カラ決定シテ行キマスコト  
モ一つノ方法デアリマスガ、物資ニ依ッテハ  
シテ、此ノ團體ヲ有スル產業團體、即チ輸  
出入、生産、配給、使用等ノ各部門ニ組織  
セラレテ居ル各種ノ產業團體ヲ打ッテ一丸  
トシテ需給調整協議會ト云フ團體ヲ組織セ  
シメ、此ノ團體ヲシテ政府ノ監督ノ下ニ自  
治的ニ需給調整ノ方策ヲ決定セシムルコト  
ガ必要ナコトデアリ、又效果ヲ收メル上カ  
テ見テモ適切デアルト云フ意味ニ於キマシ  
テ、現行法ノ第二條ノ次ニ三箇條ヲ追加ス  
ルト云フノガ改正ノ要點デアリマス、尙政  
府が必要アリト認メマス場合ハ、關係產  
業團體ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命  
ジ、又協議會ニ對シテ需給調整ニ關シ必要  
ナル決定ヲ爲サシメ、或ヘ又協議會ノ會員  
ニ對シ、協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命  
ジ得ルコトニナツテ居ルノデアリマス、本法  
ハ今次事變ニ處シテ、國防經濟確立ノ爲ニ、  
從來ノ產業經濟ノ實體ニ相當變化ヲ與ヘル  
モノデアリマスノデ、改正案ニ付テノミナ  
ラズ、本法全般ニ亘リ其ノ施行ノ情況、政  
府ノ方針等ニ付熱心ニ質問應答ガアリマシ  
テ、今其ノ主ナル論點ニ付簡單ニ御説明申  
用

旨トスルト云フコトデアルガ、種々強制ノ手段モ考ヘラレテ居ルガ、實際ノ運用ニ當ツテハ寧ロ其ノ趣旨ニ反スル結果トナルノデハナイカ、此ノ點ニ關シマシテ、我ガ國ノ經濟ガ本來自由ノ經濟ヲ基調トシテ發展スベキモノデアルコトハ我々ノ信ズル所デアルガ、物ガ不足スル場合ニハ、之ニ或程度ノ統制ヲ加ヘルコトハ已ムヲ得ナイコトデアツテ、唯此ノ場合ニ所謂官僚統制ノ弊ヲ避クル必要アルコトハ勿論デアル、是ニハ豫テヨリ特ニ我々ノ意ヲ用ヒテ居ル所デアル、現ニ其ノ爲ニハ専門委員其ノ他ノ制度ヲ實施シ、研究シテ居ルノデアル、右ハ質問應答ノ大體デアリマス、其ノ他速記ヲ中止シテ、大藏商工兩大臣ヨリ誠意ヲ盡シテ、種々懇切ナル説明ガアッタノデアリマス、質問ヲ終了シ、討論ニ入リマシタ際、「員ヨリ、本改正案ニ賛成スル者アルガ、本法ハ輸出入品等ノ臨時措置ニ關スル重要ナル法律デアルカラト云フノデ、其ノ運用ニ關聯シテ二三ノ希望ガ述ベラマシタ、即チ本法ハ今次ノ支那事變ニ關聯シテ、國民經濟ノ運用ヲ確保スル爲ニ最モ必要ナル法律デアルガ、今次ノ事變が長期ニ亘ル覺悟ヲ必要トスルト云フヤウナ情勢ニナッテ居ル次第デアルカラ、本法ノ運用ニ當リ右ノ狀態ヲ篤ト國民ニ了解セシムルト共ニ、政府ハ決シテ官僚獨善ノ氣持ヲ以テ本法ヲ運用セムトスルモノデハナイト云フ方針ヲ徹底セラレタキコト、次ハ物資ノ輸入許可ト爲替ノ許可ノ取扱ニ付、事務ノ圓滑ヲ圖ル爲、統一シタル適當ナル機構ヲ設クル等ノ方法ニ付、十分考慮セラレタキコト、終リニ國際貨借ノ改善ヲ圖ルコトガ今日特ニ必要ト認メラレカラ、輸出貿易ノ振興ニ付特ニ力ヲ注ギ、有ラユル手段ヲ盡シテ努力セラレタイト云フ趣旨ノ希望ガ述ベラレタノデアリマス、次イデ採決ノ結果、全會一致ヲ以テ本案ガ可決セラレタノデアリマス、右御報告

申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナ

ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

午前十一時一分散會

手段モ考ヘラレテ居ルガ、實際ノ運用ニ當ツテハ寧ロ其ノ趣旨ニ反スル結果トナルノデハナイカ、此ノ點ニ關シマシテ、我ガ國ノ經濟ガ本來自由ノ經濟ヲ基調トシテ發展スベキモノデアルコトハ我々ノ信ズル所デアルガ、物ガ不足スル場合ニハ、之ニ或程度ノ統制ヲ加ヘルコトハ已ムヲ得ナイコトデアツテ、唯此ノ場合ニ所謂官僚統制ノ弊ヲ避クル必要アルコトハ勿論デアル、是ニハ豫

テヨリ特ニ我々ノ意ヲ用ヒテ居ル所デアル、現ニ其ノ爲ニハ専門委員其ノ他ノ制度ヲ實施シ、研究シテ居ルノデアル、右ハ質問應答ノ大體デアリマス、其ノ他速記ヲ中止シテ、大藏商工兩大臣ヨリ誠意ヲ盡シテ、種々懇切ナル説明ガアッタノデアリマス、質問ヲ終了シ、討論ニ入リマシタ際、「員ヨリ、本法ハ輸出入品等ノ臨時措置ニ關スル重要ナル法律デアルカラト云フノデ、其ノ運用ニ關聯シテ二三ノ希望ガ述ベラマシタ、即チ本法ハ今次ノ支那事變ニ關聯シテ、國民經濟ノ運用ヲ確保スル爲ニ最モ必要ナル法律デアルガ、今次ノ事變が長期ニ亘ル覺悟ヲ必要トスルト云フヤウナ情勢ニナッテ居ル次第デアルカラ、本法ノ運用ニ當リ右ノ狀態ヲ篤ト國民ニ了解セシムルト共ニ、政府ハ決シテ官僚獨善ノ氣持ヲ以テ本法ヲ運用セムトスルモノデハナイト云フ方針ヲ徹底セラレタキコト、次ハ物資ノ輸入許可ト爲替ノ許可ノ取扱ニ付、事務ノ圓滑ヲ圖ル爲、統一シタル適當ナル機構ヲ設クル等ノ方法ニ付、十分考慮セラレタキコト、終リニ國際貨借ノ改善ヲ圖ルコトガ今日特ニ必要ト認メラレカラ、輸出貿易ノ振興ニ付特ニ力ヲ注ギ、有ラユル手段ヲ盡シテ努力セラレタイト云フ趣旨ノ希望ガ述ベラレタノデアリマス、次イデ採決ノ結果、全會一致ヲ以テ本案ガ可決セラレタノデアリマス、右御報告

メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ハゴザイマセヌカ

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

メマス

## 貴族院議事速記録第十一號正誤

正誤

段行

頁

|     |   |    |    |   |
|-----|---|----|----|---|
| 一四六 | 四 | 二六 | 三九 | 四 |
| 一四六 | 四 | 二六 | 三九 | 四 |
| 一四六 | 四 | 二六 | 三九 | 四 |
| 一四六 | 四 | 二六 | 三九 | 四 |
| 一四六 | 四 | 二六 | 三九 | 四 |